

〔11番 前川文博 登壇〕

○11番（前川文博）

それでは、議長から発言のお許しをいただきましたので一般質問を始めさせていただきます。今回大きく4点質問いたします。

まず1つ目ですが、山田川の取水堰の稼働についてということでお伺いいたします。先般、山田川牛ヶ口取水堰の堆積土砂の撤去が行われました。近隣の住宅が解体され、その空き地を活用して重機を河川に下ろし、クレーンを使用しての搬出作業でした。そこで5点の質問をいたします。1点目、取水堰の稼働状態について。2点目、豪雨時における堰の開放作業について。3点目、堰の定期的な開放をしないのか。4点目、取水堰付近の地盤沈下について。5点目、維持管理用に土地を購入することは考えられるかということです。

それでは1点目です。取水堰の稼働状態についてお伺いいたします。今回、堆積した土砂を撤去したときに開閉作業も行い、可動堰のメンテナンスも行われたと思います。約8年前と約20年前にも同じような作業が行われたことは、近隣の住民の方からの聞き取りで確認もできております。今回のメンテナンス作業では、堰の開閉作業は問題がない状態が確認されたのでしょうか。

2点目です。豪雨時における堰の開放作業についてです。過去の質問で、「この取水堰があるために堤防まで数十センチメートルの高さまで水位が上がった。」と。「宮川町にあるような可動式に改良できないのか。」と質問をいたしました。取水堰の横にあるピンを抜けば堰は開く構造なので、それで対応できるとの話が以前あったので、その点も含めて確認をしたところ、出水時には操作できるものではないと、平成26年と平成29年に同じ答弁が2回ありました。先日、5月21日に重要水防箇所の合同巡視がありました。その際には、30年以上この堰は開けたことがない、開けようとしたが人力ではピンが抜けなかったとの話も出てまいりました。現実の話といたしまして、出水時に河川に降り、激流の近くで作業することは不可能です。堰を開放するなどの判断はどこで誰がするのでしょうか。また、開放するに当たり、ピンは人力でスムーズに外せるものなのでしょうか。それとも、この取水堰は開放することがない堰なのでしょうか。

3番目です。堰の定期的な開放をということです。この取水堰があることにより、上流からの土砂が堆積物として溜まっていきます。一方、下流にある発電用の取水堰は上下に稼働するものであり、出水時は開放されて、土砂などは堆積することなく、下流に流れていきます。飛騨市の取水堰も出水時などに開放することによって、数年ごとの堆積物の撤去作業が発生しなくなるのではないのでしょうか。

4点目、取水堰付近の地盤沈下についてです。この取水堰付近の土地に地盤沈下が見られております。基礎と土台が離れてしまったものや、傾いてアルミサッシの窓が開かなくなったりしてしております。この取水堰との関係は何か考えられるのでしょうか。

5点目です。維持管理用に土地を購入しないかということです。今回の土砂撤去は住宅を解体した後の空き地を活用して行われました。「この堰を改良するには、重機を搬入する経路がない。」との答弁もこれまでにありました。過去には、国道41号から少し下がった運送会社の空き地を雪捨て場に使用するため、購入した実績もあります。この取水堰で濁流が氾濫すると、かなりの被害が予想されます。山田川の治水と牛ヶ口取水堰の管理を考え、今回使用した土地を購入して維持管理していくことも、地域住民の安心につながります。土地の購入などの考えはありませんか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 横山裕和 登壇〕

□基盤整備部長（横山裕和）

山田川の取水堰の稼働について5点の質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

まず、1点目の取水堰の稼働状況についてお答えします。山田川に設置されている牛ヶ口用水の取水堰は飛騨市が管理するものですが、堰上流部の土砂の堆積が多くなり、地元からも土砂撤去の要望もあったことから、本年3月に堰上流部の土砂撤去を行いました。作業に当たり、堰を開閉いたしましたが、開閉時には土砂の堆積や流量が多いため、重機での補助が必要ではありましたが、開閉に問題はありませんでした。

次に、2点目の降雨時における堰の開放作業についてお答えします。これまでもお答えしているとおり、取水堰の操作は河川内での作業を要するため、洪水時における取水堰の操作につきましては困難であると考えております。堰を開放するなどの判断につきましては、堰の管理者である市が判断いたしますが、これまでも豪雨により河川が増水した際に開放した事例はございません。なお、開閉するためのピンにつきましては、今回は作業時に少し固かったため重機の補助が必要でしたが、作業後には人力で外せることを確認しております。

続いて、3点目の堰の定期的な開放についてお答えします。出水時の堰の定期的な開放につきましては、堰の構造上、閉鎖する際には、その都度河川内での重機作業が必要ですが、水位が下がるまで重機での作業が困難なため、その間は取水ができません。そのため、市街地へ流れる重要な防火用水や生活用水が長期間利用できなくなる可能性があることや、重機の搬入搬出など、1回の作業に多くの費用を要することなどからも、定期的に開放するより、土砂の堆積状況を見ながら土砂撤去を行うほうが現実的であると考えております。

続いて、4点目の取水堰付近の地盤沈下についてお答えします。堰付近の地盤沈下とのことについては承知しておりませんが、堰がある場合には上流に土砂が堆積するため、護岸に対しては安定側に寄与するため、堰による影響はないと考えられます。今後、もし周辺土地に変状が見られる場合には、河川管理者である岐阜県古川土木事務所に連絡し、対応を依頼します。

最後に、5点目の維持管理用の土地購入についてお答えします。今回の工事に当たり、当初設計段階では別の箇所から河川内に重機搬入路の仮設道路を造るよう検討していましたが、河川沿いの住宅が解体され、空き地となったため、土地所有者の方に協力をお願いしたところ、重機や土砂撤去の荷揚げ荷下ろし場所としてお借りすることができました。土地購入については、堰周辺には家屋が建ち並んでおり、重機の搬入が難しい場所ではありますので、今後必要となる維持作業の内容や利用頻度などとともに、他の用途での利用や費用対効果も考慮し、必要性を検討したいと思います。

〔基盤整備部長 横山裕和 着席〕

○11番（前川文博）

5つの答弁をいただきました。まず、堰の開閉の状況なんですけども、今回土砂を取ったときに開けたということなんですけど、今、重機で押したという話でしたが、土砂を取った後に水圧では開かないぐらい何かこだわっていたとか、そういうふうなんですか。昔から、ピンを抜けばば

たばたっと開くという話だったんですが、水圧とかでは開かないような状況ですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

今回作業に当たり、開放した際には水圧で1枚目の扉は開きました。これは取水口に近いほうで、土砂が少なかったためと思われますけども、左岸側のほうへ行くと土砂がたまっておりまして、その影響かと思えますけども、そちらのほうは若干重機で補助をしていかないと開きにくい状態であったということで、そのまま開けておけば開いておったかどうかまでは分かりませんけども、速やかに作業するために重機を使って補助をしたということでございます。

○11番（前川文博）

分かりました。では、例えば間に立っている支柱とかが曲がって開かなかったとかではなくて、土砂がちょっとかんでいたとか、その程度で問題がないという状況かなというふうに、そこは今確認をいたしました。

それから2つ目なんですが、要は前から言っている大水が出たときの堰の話なんですけど、今の話ですと、もう開けることは考えていないと。要は人力でも結構厳しいのでという話になるんですが、以前平成29年のときには、上の特殊堤防ですか、上に積み上げてできたほうの堤防が、あと50センチメートルぐらいあるかないかのところまで水が増えて、非常に危険なので開けられないかという話をしたんですが、山田湖の防災ダムも昔は水位の調整をしたというのがあるんですが、たしか今は自然流入、自然流下のはずなのであまり調整がないんですが、その辺はどうですか。豪雨になったときの判断というのは、その前にこれは開けておかなければまずいとか、ダムとかでしたらよく事前放水して流れて開けてありますけど、そういったことは一切考えないというようなことなんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

同様の話を以前にも答弁させてもらったことがあろうかと思えますけども、山田川の状況といたしましては一定の改修は行われておりまして、古川土木事務所に確認したところでも、平成11年や平成16年の洪水時にも被害の発生はなく、一定の治水の安全度は確保されておるというようなことを聞いております。また、山田川につきましても調節効果はございますので、これによる効果も期待できますので、事前に開けておくというようなことは今のところやったこともございませんので、当面今のような運用でよいかと考えております。

○11番（前川文博）

分かりました。被害が出なければいいんですが、それはそれですね。私、今地元でも聞いた限り、あの付近に家ができて大体40年近くたつ場所なんですけども、その間に20年前と8年前と今回ということで3回土砂の撤去があったと。たまたま、昔駐車場の場所があって、その後は上の会社の駐車場のスペースから入って、今回はその空き地を活用して入ったということだったんですが、これに結構な金額がかかっていたのと、前回は古川土木事務所でやられて、今回は市でやったんですよね。たしか今回700万円とか800万円かかっているという話なんですけど、これはどち

らがやるのが基本になるのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

以前、しゅんせつをしたときには県のほうでしゅんせつをしたわけですが、それは治水の安定上、河川全体のしゅんせつをした際に堰の付近もしゅんせつしたことから、併せて掘られたということだと思います。今回につきましては河川全体ということではなく、堰の上流部に堆積が見られてきて、水の入りも悪くなってきたというようなことを地元からも要望をいただきましたので、市の堰の利水上の問題として市でやったということでございまして、河川全体をしゅんせつするような場合には古川土木事務所に依頼することになるかと思っています。

○11番（前川文博）

分かりました。それから、地盤沈下の話も今出させていただいたんですが、5月21日の水防調査のときに古川土木事務所もいらっしゃって、ちょうどそこでご本人からも話があったんですけども、やはり後ろが下がっていて、サッシが斜めになっているとか、その裏のほうはアスファルトとかがへこんで、そこが水たまりになってしまうというような状況が出てきたんです。本当にこれは分からない話なんですけど、この土砂の撤去も過去に何回かやっているとしたときに、上流部で川と横のコンクリートが切れて、下が掘れている部分とかも出てきたんですよね。駅の下の辺なんですけど、そういうことから下を掘っているのではないかという心配もあって、今回この地盤沈下の話をさせていただいたんですが、ちょうど堰の前のほうの家から5軒ぐらいが何となくそういう状況が見えてきているという状態だったんですが、その辺は古川土木事務所もそのとき聞いていっているんですけども、市の振興事務所の職員の方もいましたが、あとは何もその辺の話は出ていなかったのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

特に今の周辺地盤が下がっているというような状況は、私どものほうには伺っておりませんけれども、今回の市のほうで行ったしゅんせつにおきましても、護岸が出るような深さまでは掘っておりませんので、その状況の中で護岸が浮いているというような状況は特に見受けられなかったと思っています。

○11番（前川文博）

分かりました。ちょうど5月にそういう点検があったものですから、このことを今回させていただきました。今後もまた土砂を掘ったり、出さなければいけないと思いますので、先ほども言われたように、必要性を考慮して搬入路を取っていくようなことで向かっていただきたいなと思います。

それでは、2点目に入ります。ペロブスカイト太陽電池について伺います。令和4年9月の補正予算で、庁舎などへの太陽光発電設備の設置検討調査が行われました。市役所の本庁舎、西庁舎、古川町の高野浄水場、みずほクリーンセンター、古川浄化センター、飛騨市民病院が対象施設として、可能性の調査が行われました。また、同じ年の12月の一般質問でP P Aの導入につい

て私が質問した際は、「9月補正で計上した調査結果を踏まえ検討したい。」との答弁があり、令和5年にはオンサイトPPA導入についてのサウンディング型市場調査が行われました。令和5年9月議会の令和4年度決算審査の際に、太陽光発電整備の設置検討調査の質問をいたしました。実現性が高いと見込まれる高野浄水場と古川浄化センターへの太陽光発電設備の導入に向けて、詳細な調査研究を行うということが報告書にあります。令和6年3月の一般質問では、公共施設のオンサイトPPAの導入について質問し、答弁は、「建物への設置は強度的に困難である。」と。そのほかの内容は決算特別委員会での答弁と同じ内容でした。そこで2点伺います。市の庁舎にペロブスカイト太陽電池を設置することはどうか。2点目、太陽光パネルを野立てで設置することはどうなったのかということです。

それでは、1点目の市の庁舎にペロブスカイト太陽電池を設置することですが、これまでは、重たいものですから壁面の強度の問題で市役所の庁舎への設置は断念したということでした。最近ではペロブスカイト太陽電池という軽量で曲面にも対応する、ぺらぺらなものが発明されております。これは令和7年度中に商用化が予定されており、今後はメインで普及していくものと考えられております。福岡市では、パネルメーカーの積水化学工業株式会社との共同で、この事業で脱炭素先行地域に昨年選定され、令和6年度には築90年以上たっている古い建物の屋上、そして小学校の体育館に設置をされました。パネルの単価は3倍から4倍ぐらいと、今の段階では高額ですが、今後本格的な量産が始まれば価格も安くなると予想をされております。このようなパネルも検討していくことも必要ではないかと思えます。

2点目、太陽光パネルを野立てで設置することです。太陽光発電設備の設置検討調査が行われ、検討結果が出てから2年ほど経過をしております。高野浄水場、古川浄化センターへの設置について、その後どのような調査検討が行われ、現在はどのような状況になっているのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

申し遅れましたが、前川議員の次の大問3において資料願が出ておりますので、これを許可いたします。では、答弁を求めます。

〔環境水道部長 谷口正樹 登壇〕

□環境水道部長（谷口正樹）

ペロブスカイト太陽電池についてのご質問をいただきましたので、一括してお答えさせていただきます。

まず、1点目の市庁舎へのペロブスカイト太陽電池の設置についてですが、ペロブスカイト太陽電池は軽量、柔軟といった特性を有し、建築物の壁面や曲面など、これまで設置が難しかった場所でも活用が見込まれる革新的な次世代太陽電池であり、地球温暖化対策や地域の再生可能エネルギー導入の観点からも大きな可能性を持つ技術であると認識をしております。一方で、ペロブスカイト太陽電池はまだ耐久性が十分になく、湿気や高温に弱いと、長期的な安全性確保に問題があり、現状では従来の一般的な太陽光パネルに比べて寿命が短いことが示されております。さらに、議員のご指摘のとおり、現在の価格帯は一般的な太陽光パネルの約3倍程度とされておりますし、ペロブスカイト太陽電池には鉛などの有害物質が含まれているケースがあり、適切な安全対策にも課題がございます。今後、ペロブスカイト太陽電池の製造規模が拡大すれば、コストが低下することが予想されますし、活用用途の広がりも期待され、当市のような積雪地域におい

ても可能性が広がると考えており、今後のさらなる技術革新により、実用的で汎用性のあるものとなったときには導入の是非を検討することもあるかと思えます。引き続き、メーカーの技術開発の進展状況や国内外での導入事例や性能評価、安全性に関する情報などを注視しながら、前向きかつ慎重に検討してまいります。

続きまして、2点目の太陽光パネルの野立てでの設置についてお答えいたします。令和4年度の調査結果では、高野浄水場において野立てによるパネル設置の可能性が報告されたものの、今後、新たに井戸を掘る可能性があることや、井戸を掘るためのスペース確保が必要であることに加え、一度設置した後に稼働中のパネルを移動させることは困難であることなどから、現在のところ設置までには至っておりません。さらに、近隣に民家が密集しているため、周りへの反射光などの影響も懸念されます。また、古川浄化センターの屋根への設置は積載荷重の課題があり、困難であると報告されております。一方で、例年であれば下水処理の熱で雪が解けるオキシデーションディッチ槽上に設置可能なスペースがあるものの、昨シーズンのように大雪であった場合には、雪も解けず積載荷重に課題がある点と、隣接するサッカー場への反射光の影響なども懸念が生じます。

なお、昨年度は環境省、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金獲得を目指し、太陽光発電設備の導入検討を進めてまいりました。検討過程においては、垂直型パネルの設置の可能性についてもそれぞれの施設で検討を行いましたが、設置に要するコストが一般的な太陽光パネルの倍以上の費用がかかる点などの課題が判明いたしました。さらに、料金収入で事業を運営する独立採算制が基本原則となっている企業会計においては、上下水道施設における再エネ設備の設置は、費用対効果や活用できる国交付金等の財源の見極めも重要な要素となってまいります。しかしながら、先ほど議員よりご紹介いただきましたペロブスカイト太陽電池のような、薄くて軽い素材のものが今後市場に普及することで、当市のような積雪地域でも活用できる方法が期待されますので、引き続き情報収集に努め、適切な方法とタイミングで導入を検討してまいります。

〔環境水道部長 谷口正樹 着席〕

○11番（前川文博）

今2点いただきました。ペロブスカイト太陽電池が今出てきて、今年から量産、商用化ということなんですけど、ペロブスカイト太陽電池は確かに高いんです。今これに対しては補助制度がないんですが、令和7年の秋からペロブスカイト太陽電池の補助ができるという話が出てきておりますが、そういったことは何か情報では掴んでいらっしゃるでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

今ほどのペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業というものは、今年度からスタートしております。

○11番（前川文博）

先ほど、再エネの導入の検討とか、いろいろ補助制度も検討されたということも聞いたんですけども、そういった部分で新しいものが出てきたときに、やっぱりそちらのほうに取り組んでもらうとか、何かやってもらおうというのにも必要だと思いますので、ぜひ検討はしていただきたいん

ですが、ちょっと1点気になったのが補正予算でお金をつけて、その後サウンディング型市場調査をして、今の高野浄水場と古川浄化センターができる見込みがある可能性があるという結果が出ていたんですが、その後になると井戸をまた掘る可能性があるとか、雪があるのでとか、そういう話になってくるんですが、以前のことで多分分らないと思いますけど、この辺はどうやって調査をしたのかということについてはどうですか、何か聞いていますか。どういういきさつでそこができる可能性があるということになったのか。今の話だともう可能性がないというふうにしか聞こえないものですから、その辺、分かればお答えください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

今ほどの質問ですけれども、それぞれの施設で野立てに関しましての面積、それから太陽光パネルを並べたときの面積、そういったものが十分な発電をできるものではないということで、やはりそれを回収するには相当の年月がかかってしまうというふうに聞いております。

○11番（前川文博）

分かりました。ペロブスカイト太陽電池は、今一番活用ができる見込みというのは、例えばこういう田舎ですと、寒いところだと二重窓があって、そのガラスとガラスの間に差し込むという使い方が一番多いんですよ。これは、ビルがあって窓を二重窓で入れればいいんですけど、薄っぺらなんですけど光が一切入ってこないから中が真っ暗になるということがあるので、都会だと、ガラス張りのビルがあると1階と2階の間のスペースとかに差し込んで使うというのが一番多い使い方になるらしいので、今後何かあるときはそういったことも検討の1つに入れていただければと思います。

それでは3点目に入ります。飛騨地域及び富山エリアへの広域的な公共交通の考えということについて伺います。これは前回の3月議会でも質問いたしました。その際に、タクシーの情報を聞いていれば併せて詳しく質問したんですが、私が聞いたのが4月の中旬に利用したタクシーの車内でありました。また、この通告締切の前日、6月11日の公共交通会議で神岡猪谷線の縮小の話が出ましたので、その点を含めて質問いたします。3点あります。1点目、神岡町のタクシー1社が午後7時で営業終了、経済の波及はどうですかということです。2点目、幹線である神岡猪谷線の今後の方向性についてです。3点目、公共交通を広域で考えていくことです。

それでは1点目です。神岡町のタクシー1社が午後7時で営業終了となります。経済波及はどうですか。神岡町内には2社のタクシー会社があります。そのうちの1社が、これまで午後9時30分までの受け付けであったものから午後7時までの受け付けへと時間が短縮されました。ドライバーの勤務時間の管理から午後9時30分までの営業が困難になってきたものです。3月までの夜間帯は平日で合計2台、週末は合計3台での運行がされていました。夕飯を食べて、これから飲もうというような時間帯で1台の運行が終了となりました。当然、帰りの足を考えて出かけることになります。台数が少ないので、帰りの足を予約できるでもなく、家族や知人を頼るしかありません。飲食店からは、このまま行くと夜の夕食に出かける人がますます減ってしまうと心配の声もあります。夜間帯のタクシー減車による地域経済への影響はどの程度あると考えておられますか。

2点目です。幹線である神岡猪谷線の今後の方向性です。猪谷と神岡町を結ぶ猪谷線。濃飛バスの路線であり、飛騨市巡回バスの再編で神岡猪谷線として追加運行されました。利用者が少ないことにより、今後の運行に心配をしておりましたが、先般の公共交通会議において、赤字額を削減することと運行を縮小する方針が決定されました。さらに、次年度に向けて代替交通手段の検討が上がってまいりました。内容は、デマンド化、タクシー助成券、大学研究施設専用車、ガッタンゴー専用シャトルバスの4点です。この4点は、今後、検討協議していくとあります。住民が少ない地域であり、利用者を増やすことは困難だとは感じております。しかし、飛騨市民が居住をしていて、国道41号で飛騨市を縦断する路線であります。赤字の額や今後の路線維持についての考えはどうなっているのかお答えください。

3点目、公共交通を広域で考えていく考えです。今回のタクシー営業時間の短縮では、慢性的な人手不足、労働環境の改善などで、基準をクリアしていくには会社としては仕方ないことです。以前、ライドシェアについても質問いたしました。飛騨地域で4台の枠があるとの答弁でした。前回の3月の質問では、この先、広域的に公共交通を考えていかないと大変な時期が来ると、追加で発言をしております。隣の富山市は公共交通に関しては優等生のほうでしたが、今回、地方鉄道が赤字拡大から運賃の値上げを行い、運行本数の減便を実施し、現在は不採算路線の今後の在り方などを検討されております。飛騨市のバス会社は、インバウンドの影響がいいほうで出ていて、現状の運行を維持していくとの心強い言葉を聞いております。しかし、この先を考えると、人口減少がさらに進み、利用する方が減っていくのは想定されます。

M a a S、数年前からこれが使われるようになりました。M a a Sというのは、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索、予約、決済などを一括で行うサービスであり、観光や医療などの目的地における交通以外のサービスなどとの連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段になるものというふうに書いてあります。この先は、広域での公共交通を維持していくことも考える必要があると思いますが、そのような考えはどうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔総務部長 岡田浩和 登壇〕

□総務部長（岡田浩和）

初めに、神岡地内のタクシーの影響について答弁いたします。令和6年7月24日に、神岡町飲食店組合とタクシー事業者と市の意見交換会を開催しました。そこで各事業者からお話を聞かせていただきました。神岡町内では、タクシーの不足による影響で夜間の飲食店利用者が減っているのではないかという声がありましたが、実際のところは、人口減少やコロナ禍以降の生活の変化によって、そもそも飲食店の利用者が減っているということが確認できました。加えて、今回神岡町内のタクシー2事業者のうち、1事業者が4月1日から営業時間を短縮したことによる影響について、神岡町内の4つの飲食店に改めて聞き取りをいたしました。この聞き取りにおいても、夜の客足が大きく減ったという声はなく、利用者が工夫して外出しているということでございました。また、営業時間を短縮したA事業者のあおりを受けて、お客様が流れてくるものと想定されていたB事業者への聞き取りでは、そもそもタクシーの夜の需要が少なく、利用される方

は固定化しているので、現在のところは影響ないとのことでした。こうした飲食店への聞き取りやタクシー事業者への聞き取りの実態から、今回の営業時間短縮に伴う経済的な影響は限定的なものではないかというふうに捉えております。また、今後については、1つのタクシー事業者となりますが、貴重な公共交通として利用していただきたいと考えております。

次に、神岡猪谷線の方向性についてお答えいたします。神岡猪谷線は、令和6年度実績で2,761万7,000円の赤字となっており、他の路線と比較しても赤字額が突出して多い状況です。令和6年度の市負担額全体に対しても15.6%を占めており、乗客1人当たりの運用コストは8,600円余りとなっております。市の財政状況から見ても、耐えられる限界を超えており、早急な見直しが必要であることから、1、運行主体を濃飛バスから市直営に変更、2、運行本数を1日当たり10便5往復から6便3往復に減便、3、平日のみの運行とすることとし、6月11日に開催しました公共交通会議においてご承認をいただきました。これにより、赤字を約1,700万円削減できる見通しです。この見直しを行うに当たっては、利用者の影響について、4月12日から18日まで乗降調査を行い、通学、神岡市街への移動、大学研究施設への通所、「レールマウンテンバイク ガッタンゴー」の観光の利用であること、また、今回の減便対象となる時間帯の利用者は僅かであることを確認し、減便しても、極めて影響が小さいと判断したところでございます。また、運行については濃飛バスに委託運行することで、安定的に継続できるものと考えております。しかし、今回の10月1日からの見直しは、あくまで応急処置的な対応であり、今後さらなる合理化が必要であることから、令和8年10月1日に向けて、現行の定時路線にこだわらず、需要に特化した形の代替手段を実現していくことを模索するとともに、神岡町民の生活実態を調査しながら、バスの需要の方向性を定めていくことといたします。具体的には、1、富山市内の高等学校への通学需要があることから、デマンド制の交通手段を導入できないか、2、猪谷方面へのタクシー助成券制度が導入できないか、3、大学研究施設専用車両の取得に向けて市が支援できないか、4、ガッタンゴー専用シャトルバスを運営主体のNPOと協議することを検討していきたいと考えております。

3つ目の公共交通の広域での考え方についてでございます。議員のご指摘のように、高山市からインバウンドのお客様がバスを使ってガッタンゴーに来られていることや、古川町内の飲食店を訪れられていること、さらには、Ma a Sのような複合的に移動手段を組み合わせるサービスに着目し、広域的な観点での取組を進めることが公共交通維持の一助となることはそのとおりであると思います。実際に、高山市から古川町、神岡町の間においては高校生の通学で多くの利用があることが、バス路線の維持につながっております。これらは濃飛バスが運行する幹線が中心となるものであり、市としての対策は、こうした路線が維持できるように、赤字補填を含めた連携を強化していくことが中心となります。他方、幹線から各地域につながる路線や地域内に走る路線については、個別の地域の実情を見ながら、それぞれに合った形で対策を講じていく必要があると考えます。例えば、神岡地区ではバス利用が地域に根差しており、多くの住民が利用される土地柄です。こうした地域では、さらなる利便性の向上やダイヤ改正を含めた仕組みの再構築が重要であり、実際に神岡循環線を中心とするダイヤの見直しでは乗車人員増加という成果を上げております。これが古川地区になりますと、あまりバスを利用するという実態がなく、免許を返納された高齢者の方であっても、なかなかバスの利用にはつながっておりません。利用がある

ケースでも高校生の通学利用が中心で、これらの生徒が卒業しますと一気に利用率が低下するという実態がございます。こうした地域では、デマンド型の乗り合いタクシーのような小さい形で、利用者にぴったりとマッチした形態の公共交通が必要になります。河合・宮川地域においては利用者が特定できる規模であり、会員制のような形態を導入して、個別のニーズに直接応えられるような運行形態を模索することも考えなければいけません。いずれにしましても、エリアの実情に応じて効果的なアプローチを取りながら、公共交通の維持に努めてまいります。

〔総務部長 岡田浩和 着席〕

○11番（前川文博）

経済波及についてはあまり影響はないかなとは思っていたんですが、心配される声があったので聞かせていただきました。

それで、神岡猪谷線の話なんですよね。これを聞いて、次の日が通告締切で、今日一般質問だったので6日間の間にいろいろと聞いてまいりました。そこで、過去、令和6年の第3回1月の公共交通会議の資料を見ていたんですけれども、その段階では神岡猪谷線の話については一切何も出ていなくて、何かちょっとこの先大変かなぐらいの話題があったと思うんですが、いつ頃からこういうふうな流れで出てきたんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

私が伺っておりますのは、令和6年度の赤字の実績が確定したところの、昨年暮れから今年の1月くらいだというふうに伺っております。

○11番（前川文博）

それで、3月の赤字が確定したということで、4月に1週間調査をしたという流れでよろしいですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

そのとおりでございます。

○11番（前川文博）

そこで1週間、4月12日から18日で調査をされたんですが、非常に地元の方も大学の方も困惑したのが、12日の新聞を見て初めてこの事実を知ったということだったんですが、この減便とか、もう平日以外動かなくなるという話は結構地元にとっては重要な話なんですけども、今赤字なのでこんなようなことになるかもしれないけど皆さんどう思われるとか、どうですかという話は一切共有はされていない状態ということですのでよろしいでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

これまでも、沿線住民の方に聞き取りをしておるケースがあったわけですが、やはりそれがそのまま本来の需要に結びつくということがなかなか難しい状況でございましたので、そのために

4月に乗降調査をさせていただいて、実態がどういうふうかということで判断をさせていただきましたのでお願いいたします。

○11番（前川文博）

4月に1週間調査したというのはこの間の報告でもあったんですけども、実際のところ、朝の1便の往復の利用者が少ないという話だったと思います。でも、地元の方に聞いたら、バスで病院に通っている方が6名いらっしゃるんですよ。その中の4名の方は朝の始発便、午前7時44分に飛騨市民病院に着くバスに乗っていく利用があります。帰りは午前10時51分のバスに乗って帰るんです。間に合わないときは5時間半待って、午後4時26分に乗って帰るというような利用もありました。これ朝一番に乗れないと、その後ですともう午前10時ですかね、それで来て最後午前10時頃に着いても午前10時50分に乗れないので、午後4時まで病院にいないといけないと、1日仕事になるということなんですけども、やっぱりこういう話も地元で聞いてもらわないとちょっと大変かなというところなんです。1週間では乗らない週もあったりするわけです。診療科によっては月曜日と火曜日とか、週に2日、3日ということも起こり得るので、そういったことはやっぱり聞いていただきたいなと思いますけど、今、この先はそういったことで地元の方に聞き取りとかをされる予定はありますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

現在のところ、改めてお聞きするというような予定はございません。

○11番（前川文博）

この週末とかいろいろ調べました。地元のほうでは、あるところで全部で6人ほど利用されていると。研究施設なんですけども、東京大学のほうは、いろいろ聞いたら、どのバスに乗っているかまでは把握ができませんがということで、3月からの人数を教えてくださいました。3月は77人、4月が63人、5月は80人、6月はこの先も含めて58人がバスに乗って入って出ていく予定だと。これは宿泊施設に泊まる方だけを拾えたものですから、それ以外にも利用者はおるはずだと。東北大学は5月、6月だけなんですけど、5月が39人、6月は45人、これも今月末の22日後も利用があるという予測で出ているんですが、やっぱり結構利用者があるんです。この方々の利用なんですけども、金曜日に入ってきて、土曜日に仕事をして、日曜日に帰っていくとか、日曜日に入ってきて、金曜日または土曜日に帰っていくということが出てくるんですが、そうすると、今度平日だけになると、もう一切その足がないという心配をされています。その辺いろいろ聞いて、また今後ちょっと考えると、その辺はどうですか、何かありますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

今ほどのお話につきましては、市のほうとしても同様の話を聞かせていただいております。今回の見直しによる影響について、東京大学側のほうと話をしながら、何か対応ができないかということを検討していきたいと東京大学のほうには伝えておりますので、そのように進めていきたいと思っております。

○11番（前川文博）

分かりました。さっきM a a Sの話もさせていただいたんですけども、今バスが減便になる、バスで病院へ行く方もいらっしゃるんですけども、今度は病院の診察時間とかいろいろな問題が絡んでいくんですが、M a a Sはそういったところも含めて公共交通をつくっていくシステムだと思うんですが、例えばそういうことをやっていったときに、もうバスの本数がないとか、そういった方に対しての病院での診察対応とか、そういったことはこういう公共交通の福祉サービスの一環として何か今後考えていくようなことはありますか。何か検討する余地はありますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

もちろん公共交通を組んでいくときに、個別の需要をきちんと見て、こぼれ落ちる人がないように対応するのが基本だと思います。ただ、それに合った運行形態をどう模索するかということになるので、こういう定時路線のバスが全ての解ではないということです。河合町の稲越の乗り合いタクシーが典型でありますけど、ああやって乗り合いタクシーを使っていく。あと、先ほど答弁もありましたけども、登録制、会員制でバスを運行する。こういったこともありますから、定時路線だけが解ではないという形の中で考えていくということになると思います。これこそが福祉的な公共交通の在り方を模索するということになると思います。

○11番（前川文博）

これは地元で聞いた意見ということでお伝えするんですけども、これは地元の病院通いとか、買い物に行く方です。たまに乗るだけなのですが、非常にこの話に困惑していますと。しかし、個人の都合で赤字を増やすことはできないので、今後自分で対応するしかないのかなという意見もありました。病院に関しては、診療時間を変更してもらうとか、タクシーを利用するとか、ほかにもいい方法があればぜひ教えてくださいということと言われました。タクシーで往復すると1万6,000円かかります。病院へ行くのに1万6,000円かかるという状況になるので、ぜひその辺を何かしてほしいなということもありました。

これは大学のほうですけども、朝と夜がなくなると、ビジターが神岡町に滞在する時間が短くなるということと、公共交通と関係ないんですけど、商店がほぼないから、今まで午後5時54分のバスに乗って、午後6時6分、病院の前で十何分の滞在なんですけど、それで食料を買いに行くという学生とかビジターがいたけども、そういったことも今度できなくなるというようなことがいろいろあって、多分聞いていらっしゃると思います。そういうことも含めて検討するとか、考えていただきたいなと思うのと、もう1点確認したいのは、先般の公共交通会議で承認を取られました。次にまた8月にあります。バスの改正は10月からなんですけど、先般、承認を取ったことはもう決定事項で、8月には変更はないということですのでよろしいんですか。その辺はまだ余地はあるのか教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

現時点では確定というふうに思っておりますので、8月については、このことにプラスアルフ

ア何かがあるかもしれませんが、別のことを加えた会議になるかもしれません。どういう内容になるかというのは、この場で申し上げることができませんので、申し訳ございません。

○11番（前川文博）

もしまた検討していくのであれば、赤字のこともあるので私もどうしてもやれということも言い切れませんが、やっぱり足になっている方は結構いらっしゃるので、その辺をしっかりと聞いていただいて、ぜひ検討していただきたいというのが私の思いです。この木曜日から昨日までの間でかなりの方と話しましたので、こういうような話を聞いております。ぜひ検討していただいて、いい方向に、また、やっぱり公共交通がなくなると住めなくなっていくので、またよそに出てしまいますから。今このバスに乗られる方も娘さんがほとんど富山県にいらっしゃるとか、そういう方なので、もうそっちへ行ってしまうということになりますので、ぜひ公共交通の維持を何とか考えていただきたいなと思います。

それでは4点目に入ります。天然記念物や文化財となっている樹木の管理についてです。飛騨市には、複数の天然記念物や文化財指定された樹木があります。どれも高齢級化して大きくなっているものです。人間と同じで、樹木も林齢が大きくなると高齢化となります。当然若いときと違い、勢いが落ちてまいります。枝が折れたり、幹が空洞化となったり、しっかりとした維持管理をしないと倒れてきたりすることがあります。そこで、3点お伺いいたします。天然記念物や文化財指定された樹木の伐採について。2点目、天然記念物や文化財指定された樹木の管理責任。3点目、公園や市有施設の樹木管理です。

1点目、天然記念物や文化財指定された樹木の伐採はということですが、指定されている樹木は土地所有者が勝手に伐採、木を切ることができません。人家の近くなどで危険を感じている場所では、伐採などをしていかないと生活に支障が出ることもあります。伐採などの判断基準と実施主体はどこが行うのでしょうか。

2点目、天然記念物や文化財指定された樹木の管理責任です。伐採などができない場合、その樹木はそこに残ることになります。例えば、枝が折れて屋根を損壊したり、下を歩いている人や車に落下した場合、誰が責任を取るようになるのでしょうか。最悪の場合、倒木となり、大きな被害になる可能性もあります。土地所有者は伐採したいが許可が出ない場合など、その後の責任についてはどのようになるのでしょうか。

3点目、公園や市有施設の樹木の管理です。市が管理している土地にも樹木は多くあります。天然記念物や文化財に指定されているかは別になりますが、樹木の健康管理などを行う必要があります。指定されている樹木は樹木医などが調査して管理されていると思いますが、私有地にある樹木についてはどのように管理され、安全対策はしてあるのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 登壇〕

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

それでは、私からは1点目の天然記念物や文化財指定された樹木の伐採についてと、2点目の樹木の管理責任について、関連がございますので一括してお答えをいたします。

天然記念物は文化財保護法に基づき保護される貴重な自然物であり、その管理は原則として所

有者によって行われます。樹木の伐採など現状変更が必要な場合は、樹木医などの専門家の意見を参考に、国指定文化財は文化財保護法に基づき国が、県指定文化財は岐阜県文化財保護条例に基づき県が、市指定文化財は飛騨市文化財保護条例に基づき市が、文化財への影響が軽微であることを基準に判断し、その伐採行為は所有者側での実施となります。

次に、天然記念物や指定された文化財の管理は所有者が責任を持つこととなります。所有者から安全確保の心配の声が寄せられた際には、市は専門家・所有者と連携し、枝の伐採や樹勢の回復の相談、保護措置に対する補助金提供など、所有者の負担軽減と文化財保護の両立を目指してきました。今後も連携を強化し、人々の生活と文化財の共存を図ってまいります。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長 横山裕和 登壇〕

□基盤整備部長（横山裕和）

それでは、3点目の公園や市有施設の樹木管理についてお答えします。市有施設における樹木について、特に問題となるのは公園や道路の街路樹であると思いますので、それらの管理状況についてお答えいたします。公園及び街路樹の樹木管理につきましては、それぞれ職員によるパトロールを毎月2回実施しております。公園や街路樹の場合、特別に保存すべきと思われるものはありませんが、パトロールなどで老朽化や倒木の危険性のある樹木を発見した場合には、伐採や剪定による対応を行っております。なお、職員による判断が難しいものについては、造園業者等の専門家に相談し、判断を仰いでおります。近年では気多公園や坂巻公園などで、危険な老木の伐採を行いました。今後も利用者の安全を第一に考え、引き続き適切な樹木管理を行ってまいります。

〔基盤整備部長 横山裕和 着席〕

○11番（前川文博）

文化財の木の関係でした。1点確認ですけれども、危ないので切りたいなという指定された木があった場合、申請すると市のほうで調査へ行ったりとか、いろいろ専門の方が来て見られると思うんですが、そのときに切っていいよというのと、これは駄目だよという確率とか、その辺はどんなものですか。もう結構伐採してもいいという方向になりますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

最近では角川区の社叢のところで、そういった案件があったことと存じております。市は前々から専門家の方との樹木に対するそういう相談先がございますので、その専門の方と文化財職員が行きまして、様々な面から、また所有者の意見等々を伺いながら、そこで判断をしていくという形を取っております。そこでその内容について所有者にお伝えをして、業者に伐採等の見積もりを取って、その後に市としてできる範囲の補助ということで補助金制度であるとか、そういったことを連絡を差し上げて実施していくという流れでございます。

○11番（前川文博）

ちょうど2週間ぐらい前にその調査があったようで、そのときに心配の声がありましたので確認の意味でさせていただきました。たまに2本残ることがありましたので、そんなことでした。

これで終わります。

〔11番 前川文博 着席〕